

指定管理者管理施設の管理運営実績について【対象年度：平成27年度】

評価担当課(施設所管課)	交通政策局 港湾振興課
--------------	-------------

1 施設名等

施設名	新潟コンベンションセンター等 (新潟コンベンションセンター、 万代島駐車場、万代島緑地)	所在地	新潟市中央区万代島6番1号
		電話	025-246-8400
		ホームページURL	http://www.tokimesse.com

2 施設の概要

設置年月	平成15年5月
設置目的 (主な利用形態・サービス内容等)	新潟県における国際交流の推進、産業の振興並びに文化及び学術の発展に寄与することを目的とする。

3 現指定管理者

指定管理者	新潟万代島総合企画 株式会社
指定期間	平成27年4月1日 ~ 平成32年3月31日 (5年間)
選定方法	公募

4 現指定管理者以前の管理者

期間	管理形態 (直営、管理委託、指定管理)	選定方法 (公募or非公募)	管理者名
平成17年度まで	管理委託	-	新潟万代島総合企画株式会社
平成18年4月1日～19年3月31日	指定管理	非公募(特定)	新潟万代島総合企画株式会社
平成19年4月1日～22年3月31日	指定管理	公募	新潟万代島総合企画株式会社
平成22年4月1日～27年3月31日	指定管理	公募	新潟万代島総合企画株式会社

5 管理運営実績(概要)

○主要ホールの稼働率

	目標※	実績	実績－目標
展示ホール	60.0%	62.7%	+2.7%
メインホール	76.0%	79.1%	+3.1%
国際会議室	59.0%	67.4%	+8.4%
3ホール平均	65.0%	69.6%	+4.6%

※ 目標は、平成27年度事業計画書に記載されていた数値。

【参考】

・主な実績(昨年度比較)

項目	H26年度	H27年度	前年度比
大規模催事件数	362件	356件	△6件
来場者数	約694千人	約757千人	+63千人
主要ホール稼働率	65.1%	69.6%	+4.5%

※ 大規模催事：主要ホール(展示ホール、メインホール、国際会議室)を利用する催事稼働率については、施設設備工事等のため、休館とした日数を除き算出

・催事主催者へのアンケート結果(アンケート回収数191通、満足と回答した割合)

『スタッフの対応』:91.7%、『利用満足度』:「74.3%」、『案内・取次』:「85.6%」

6 評価結果

区分	評価項目	評定	評価の理由
I 事業	利用促進やサービス向上のための取組が行われているか	A	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模催事の件数については、前年度をわずかに下回ったが、稼働率は目標を達成しているほか、来場者数、施設利用延べ日数についても、例年と比べ増加しており、利用促進が十分図られている。 ・自主事業の実施についても、積極的な取組が認められる。
II 施設管理	施設、設備及び備品の維持管理・修繕が適切に行われているか	S	<ul style="list-style-type: none"> ・維持保全業務については、日常と定期の点検により施設設備をきめ細かく監視しており、その内容を日報・月報で記録している。修繕対応についても、速やかに対応されており、県への報告も適切に行われている。 ・維持管理は仕様に基づき適切に行われているほか、状況に応じ、追加での清掃・点検が行われている。
III 財務	安定的な運営が行われているか	A	<ul style="list-style-type: none"> ・収支状況は計画を上回っており、黒字が確保されている。
IV 管理体制	適切な管理と安全を確保できる組織・体制となっているか	A	<ul style="list-style-type: none"> ・防災研修を年2回実施しているほか、緊急時のマニュアルについては、関係業者等を含め周知・配布している。 ・接遇については、利用者から高い評価を得ている。
V 区分経理	適切に区分経理を行っているか。	A	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理業務とそれ以外の業務について、口座を分けて管理する等適切に区分経理されている。 ・各施設毎に適切に区分され管理されている。
特記事項			<ul style="list-style-type: none"> ・施設稼働率は目標を達成しており、利用者の満足度も高いことから、収支状況も含め、今後も安定した運営が期待できる。 ・施設の維持管理については、経年劣化等により施設設備の不具合が発生しやすくなっているが、適切に点検が行われ、修繕対応も速やかに実施されていることから、安全安心な施設として管理されており、評価できる。

評定	判定基準
S（水準を上回る）	各項目の評価点数の平均が2.5以上
A（水準を達成）	各項目の評価点数の平均が1.5以上2.5未満
B（水準をやや下回る）	各項目の評価点数の平均が0.5以上1.5未満
C（水準を下回る）	各項目の評価点数の平均が0.5未満